

(別添 2)

鳥取県技能検定機械保全職種受検奨励金の支給についてのお知らせ

令和 7 年 6 月

技能検定機械保全職種 3 級の受検者の皆様へ

鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課

1 奨励金の概要

技能検定機械保全職種 3 級の受検者に対し、「鳥取県技能検定機械保全職種受検奨励金支給要領」に基づき、奨励金を支給します。

技能検定機械保全職種は、平成 26 年度までは鳥取県職業能力開発協会が実施していましたが、平成 27 年度より、公益社団法人日本プラントメンテナンス協会が実施することとなり、令和 6 年度以降は 23 歳未満の方に減免制度が適用になることから受検手数料が引下げられています。

2 奨励金の金額

受検区分	支給金額	
	高校等在校生 (23 歳未満)	23 歳未以上の在校生
学科試験のみの場合	1,500 円	1,500 円
実技試験のみの場合	3,300 円	7,100 円
学科及び実技試験両方の場合	4,800 円	8,600 円

3 奨励金申請の手続き

(1) 必要となる書類

- ア 鳥取県技能検定機械保全職種受検奨励金支給申請書 (様式第 1 号 (第 6 条関係))
- イ 在学証明書 (試験日以降に取得したもの)、その他在校生等であることを証明する書類
- ウ 当該年度の受検票の写し若しくは受検したことを証する書類
- エ 委任状 (申請者と振込口座名義人が異なる場合のみ必要)

※支給申請書及び委任状については、別紙の記載を参考にしてください。

(2) 提出先・提出期限

試験日から起算して 90 日以内に申請を行う必要があります。

ただし、後期試験分は 3 月 20 日までに申請をしてください。

提出先については、担当教員の指示に従ってください。

4 支給の手続き

鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課において、提出された支給申請書及びその他添付資料を確認させていただき、支給又は不支給を決定し通知します。

支給決定となった場合は、申請書に記載された希望支払金融機関への振込手続きをいたします。

5 奨励金に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課

電話 0857-26-7222 ファクシミリ 0857-26-8169